

一九一〇～一〇年代中国海軍の困難と日米 ——ベツレヘム契約をめぐつて——

馮
青

はじめに

辛亥革命から中華民国初期の中国海軍に関する先行研究は、辛亥革命の際の清朝海軍の「起義」、第一、第三革命参加、北洋軍閥（北京政府）と革命派（南方政府）の対立におけるその向背などに関する政治史的研究に限られ、かつその評価は革命か反革命かという見方に囚われており、この時期の海軍建設自体に関わる諸問題を正面から取り扱うものはまれである（1）。民国初期、清末の海軍組織と艦船を引き継いだ中華民国政府はどのような姿勢で海軍を維持、建設しようとしたのか。それをめぐる内外の環境はどうであつたのか。国際環境をふまえて民国初期の海軍の建設と挫折の実像を探求するためには、とりわけ日米両国との関係の検討が不可欠であろう。

このようないくつかの事例をとりあげて考察する。このように、本稿は日中関係のみならず、さらにアメリカ極東政策をも加えた国際関係史的視点から、中国海軍の発展と停滞の過程とその歴史的、国際的要因を探究するものである。

契約（中米海軍借款）問題は好個の事例となりえる。ベツレヘム契約とは、一九一一年十月二一日、清朝政府海軍部が米

日露戦争後、満洲問題をめぐり権益保持・大陸進出をめざす日本と門戸開放・機会均等を掲げ資本進出を図るアメリカとは競合の側面が顕著となつた。米国では、一九〇七年に日本を仮想敵国とする「オレンジ計画」が策定され、翌年には國務省内に極東部が設立され、さらに艦隊の世界一周、極東寄港という動きがあり、日米関係は緊迫した(3)。

このような情勢下、一九〇八年以前からアメリカは中国への接近を始めた。セオドア・ローズヴェルト大統領(Theodore Roosevelt 一九〇一～一九〇九年在任)は、日本の台頭を憂慮し、これに対抗するため米・中が同盟を締結して日本に対抗することを検討した。すなわち、日本制圧のためにはその海軍撃滅が不可欠だが、米国は対欧関係があり、全海軍力を太平洋に向ける訳にはいかないので、中国の艦隊建設を支援し、これに対抗することを構想したといふ。海軍高級副官の王統の談話によれば、アメリカは以下のように持ちかけてきたといふ。

米国ハ清國ノ為ニ艦隊建造ノ一切ヲ引受クヘク即チ所要ノ艦艇ハ米国ニ於テ建造シ其建造費ハ一時米国政府ニ於テ負担シ置キ清國ノ財政状態ニヨリ徐々ニ償還ヲ求ムヘク軍港ノ設備ハ米国ノ設計ニ依リ一時米国政府ノ経費ヲ以テスヘク海軍将校等ノ養成ハ全然何等ノ報酬ヲ受ケシシテ教官ヲ派遣シ各艦ニ配乗セシメ且学校生ノ留学ヲ引受クヘシト言ウニアリ(4)

当時、清朝の軍・政・外交の大権を掌握していた直隸總督・北洋大臣袁世凱はこの中米の反日同盟案を承認し、奉天

巡撫唐紹儀を訪米させ両国の提携を策した。だが、一九〇八年十一月三〇日、訪米専使兼考察財政大臣に任じた唐紹儀のアメリカ到着より先に袁世凱が失脚し、また、清朝政府内部でも対米同盟構想支持で一致していたわけではなかつたため、本件は中途で挫折した(5)。

一九〇九年三月、米国ではタフト(William Howard Taft 一九〇九～一三年在任)が大統領に就任した。タフトは積極的な「ドル外交」を展開したことで知られるが、元フィリピン総督で極東通であり、中国の発展を支援して日本に対抗することを期していた。王統によれば、タフトの大統領就任後、米国は再び同盟締結を懸念してきたといふ(6)。

折しも、清朝要人の間ではなお米国の支援への期待が残つており、例えは親日派とされる肅親王善耆にしても、同年三月、日本側に対し、中国海軍再建にあたつてはその組織や人材養成など「万事米国ノ御世話ニナルベキ」と述べているのである(7)。

一九一〇年秋の清朝海軍視察団の訪米は、以上のような数年来の中・米提携の期待と模索を背景に行われ、極東国際政治に大きな波紋をなげかけることとなつたのである。

2 清朝海軍視察団の米国訪問

一九一〇年八月から十一月にかけて、清朝は籌辦海軍大臣載洵、薩鎮冰をトップに同籌辦海軍事務處各司長らをそれに随行させ、日米海軍視察団を派遣した。載洵らは、ハワイを経て、九月一九日サンフランシスコに着き、米国官民の歓待

を受けて、十月六日まで二週間余りにわたって米国を公式訪問した(8)。九月二十七日にはワシントンドノックス (P. C. Knox) 国務長官、マイヤー (George Meyer) 海軍長官、タフト大統領を訪ね会談した他、大統領主催の歓迎晩餐会にも招かれた(9)。

載洵等の視察先は、各地の軍港、海軍工廠、海軍諸学校、主力艦船等のほか、特にベツレヘム等の製鋼所、ニューポート等の造船所視察が行なわれたことが注目される。それは、清朝視察団側が米国の海軍体制全般や主力艦のみならず艦船製造能力にもつていて関心を示すものである。

一方、アメリカ側では、ベツレヘム製鋼社長シユワブ (Charles M. Schwab) (10) が政府側と協力してその歓待に努めたことが特記される。彼は中国の海軍再建の動きにすでに着目しており、この視察団訪米は貴重な顧客獲得のチャンスであり、軍艦の発注を得られれば膨大な利益が得られるだろうと期待していた。米国政府も、世界的な造船不振期に際し、軍艦建造の契約獲得は景気回復の刺激になると期待し、海軍省と共にシユワブの活動を支援した。海軍省の軍需局 (Bureau of Ordnance) は一九〇九年すでに中国軍艦建造への秘密技術の応用を許諾していた(11)。ノックス国務長官も一九一〇年四月、訪米した清朝陸軍責任者載溥 (載洵の実弟) に対して、「喜んで中国の軍艦を建造する用意がある」と述べていた(12)。彼らはいずれも当時流布された、四億の人口を抱えて無限の消費能力を持つとされた「中国市場の神话」(13)に影響されていたのであらう。

3 ベツレヘム契約の締結

実際、一九一〇年の載洵らの米国訪問は、単なる視察だけではなく、米国からの借款による艦船製造という企画を持っており、そのことは米国の新聞によつても報道されていた(14)。だが、米国側の期待にもかかわらず、実際には資金的制約などから、載洵らの訪米中には軍艦一隻を注文するにとどまつた。また、清朝使節団訪米時の借款協議は内約にとどまり、正式の契約にまで至らなかつたが、このときの了解がその後の中米海軍借款の発端となつたということができる。

翌一九一一年三月、タフト米大統領は在米の前外務部尚書梁敦彦に対し、中国が自強を必要とするならば、アメリカは中国の海軍建設に関し、艦船製造と将校訓練を代わりに行なうと打診した。清朝首脳はこれを受けて、早速、軍機處に対し外務部、度支部及び海軍部と慎重に協議するよう命じ、討議の結果、総造船費を二五〇〇万両までとし、無抵当で年次返済の形で借り入れ、中国国内に砲廠及び船廠を建築するべきこと、中国が大砲の品型を規定すべきことなどの条件につき、内部で合意を得た。

ついで一九一一年九月一〇月 (清曆八月)、ベツレヘム製鋼社長シユワブはタフト大統領の支持を得て訪中し、中国海軍建設に借款を行うべく積極的にアプローチした。彼の約一ヶ月にわたる中国での活動は功を奏し、十月二一日 (武昌蜂起発生一日目)、清朝政府 (海軍部大臣載洵) とベツレヘム製鋼会社 (シユワブ社長) 間の契約を締結し、中国の軍艦及び装備の製造、造船所、兵器廠の建設、海軍人材の養成な

どを引き受けることを条件として、同社が中国に借款を与えることを定めた。契約文は以下の通り(15)。

大清帝国政府(以下政府と称す)とベツレヘム製鋼会社(以下会社と称す)の契約

清朝政府は海軍の諸用途に充てるため二五〇〇万庫平両を支出し、このうち二〇〇万庫以内の金額は政府の決定、指定する現存銃砲・弾薬工場の改善と新規建設に使用し、さらに二〇〇万庫以内の金額を政府の決定、指定する現存造船所・兵器廠の改善と新規建設のため使用し、残額は中国で建設しえない海軍艦船(これら艦船の性質、規模はおつて政府が定める)、銃砲の建造に使うのを願い、以下の通り約定する。

第一条 会社は前文記載の工場、兵器廠及び造船所を追加契約所定の条件に従い、建設、運営することを承諾する。

第二条 政府は前文記載の海軍艦船の建造を会社に注文することを承諾する。

第三条 会社は前文記載の艦船の建造を引き受け、これら艦船及び本契約に基づき求められる他の作業に対し、米国政府が同一または類似の艦船または作業に対して支払うとの同一の代価を請求することを承諾する。

第四条 会社は本契約に基づき政府のために行う建設や作業に関連し、必要な費用を支出し、これに対する支

払いとして清朝政府公債を受領することを承諾する。同公債は無担保、年利五分とし、額面価格の九七・五%で引き受けること、償却方法は追加契約により定めることを承諾する。

第五条 会社は、清朝政府が、艦船、艦装、武装、銃砲弾薬に関するすべての図案設計及び特許、並びに米国海軍の特殊、秘密の情報、そして今後米国海軍の行う改良、変更及び更改を使用する権利を得るために、米国政府の承認を得るべきことを承諾する。

会社は中国海軍将校及び士官候補生が米国または中国軍艦において米国海軍将校による訓練を受けるよう努めること、さらに中国の学生及び将校を米国海軍学校及び海軍大学に入学する許可を得るべく努めること(それは可能であると信じる)を承諾する。米国軍艦内の将校、士官候補生、海軍学校及び海軍大学における学生、将校は、米国の将校、士官候補生、学生と同じ階級に置かれ、同様の待遇を受け、同様の訓練及び教育を受けるべきこととする。

第六条 会社は、米国海軍に関するすべての特殊知識を有する専門技術人員を清朝政府海軍部に提供すること、彼らは中国に派遣され、無償で政府に供されることを承諾する。

第七条 本契約は第一条、第四条記載の追加契約の締結、調印まで、効力を発しない。

第八条 本契約は英文で副本が作成され、政府及び会社

は各一部を保管する。

第九条 宣統三年八月三〇日、すなわち西暦紀元一九一一年十月二一日、北京にて署名。

政府代表
(海軍部大臣署名)
会社代表
(C. M. Schwab 署名)

ただし、この中米海軍借款契約は一般的合意を表したものであり、具体的な建設、教育や融資実行に関するより詳細な取り決めが必要であった（第一、四、七条）。このため、双方は追加契約の締結が不可欠であると認め、引き続きその締結のための協議を予定していた。だが、その後の革命の進展と清朝政府の動搖により、同海軍部は追加契約の協議にとりかかる余裕はなく、ついで一九一二年一月、清朝政府の滅亡により、本契約は当面、履行される見込みはなくなってしまった。

だが、本契約はこれで立ち消えになつたのではなく、中華民国期にも本契約に基づく米中の海軍協力が模索され、またそれを警戒する日本が介入するなど、波紋をもたらすこととなつた。

二 中華民国初期、ベツレヘム契約履行の試み

一九一三年五月、米国のウイルソン大統領（Thomas Woodrow Wilson 一九一三年～二一年在任）は就任後すぐ中華民国を承認し、对中国政策は共和党時代と変わらないと声明した。彼も、タフト大統領同様、米国の巨大な財力による海

外進出を重視しており、中国の近代化を各分野から支援することにより米国の利益をもたらすという方針をとつた。そしてそれは、南満洲における絶対的な地位の確保を至上命題とする日本側との摩擦をもたらすものであり、日本では中国における米国の影響力の拡大は日本の既得権の縮小をもたらすとして警戒する見方が強かつた。

こうした情勢の中、一九一三年秋、アメリカ側は中華民国政府に対し、ベツレヘム契約を履行するようにと提案した。同時に、ベツレヘム製鋼は北京での補足取り決め締結のため上席副社長ジョンストン（Archibald Johnston）を派遣し、契約実行を求めて北京政府と交渉を開始した。中国側と関係良好な米公使館駐在のギリス（Irvin V. Gillis）武官（海軍少佐）もこの交渉のための働きかけを行つた。米海軍長官ダニエルズ（Josephus Daniels）も大いに乗り気で、十二月一日、國務長官に対し、中国海軍建設援助のために海軍将校を派遣して教育面で支援させる用意があると表明した（16）。米国側の働きかけを受けて、北京政府及び同海軍当局もベツレヘム契約がなお有効であることを認め、清朝崩壊の瀬戸際に締結された本契約は、こうして中華民国期に実現されそうな情勢となつた。

だが、その後、中国における頻繁な政権交替と契約を支える諸要因の変化により、ベツレヘム契約を記載内容通り実行するのは困難となつており、そのため同契約を踏まえつ、新たな時代、異なる状況下において双方の権利と義務に適合し、利害関心を調整するような具体的な契約が必要とされ

た。

以下に挙げる三つの借款契約は、べツレ・ヘム契約の概括的規定を踏まえ、実際に履行しようと試みた事例であり、詳細に検討する価値がある。

1 三都澳借款

三都澳は福建省東北の港湾であり、地形の条件が軍港の立地にふさわしいと期待されていた。

一九一三年一二月末から翌年一月初めまで実地調査を行つた後、ジョンストンは三都澳が軍港建設地として最適だと判断し、一九一一年の契約で定められた資金を同軍港防衛用銃砲及び軍艦建造に利用することを中国海軍部へ勧告した(17)。その後、彼は海軍部との間で、三都澳に港湾、造船所を築造し、同地を海軍根拠地として開発する計画の概要を作成した。

ジョンストンらの動きは、直ちに新聞報道や駐在日本人によつて日本側に伝わり、重大な関心を惹起した。すなわち、

海軍部（海軍総長劉冠雄）の間で秘密裏に借款契約が締結された(20)。契約内容の概略は——べツレ・ヘム製鋼は中国海軍

船渠（福建省閩江下流の羅星島と設定）及び海岸防禦工事の建設借款を引受け、その工事を担当する。借款総額は三千万ドル、そのうち一千万ドルはただちに支払われ、残額二千万ドルはすべて船渠の建造に用いられる。利率は年五分、借款期限三五年（ただし、十年間据置）、手数料八分とし、担保は建造されるすべての物件とする。船渠などの建造にはただ米国人のみがあたり、米国の材料のみを使用する——というものであつた。

この間、日本は中米海軍借款協定の動きを注視して情報収集を行い、中国に対してものみならず、米国に対しても強い警戒を発した。

五月末、中国政府と同海軍の間では海軍根拠地及び船渠の建設地などに關して意見の調整がつかず、さらに日本が強いて外務省は、出先に對し、極力借款の成立を防遏するよう指示したのである(18)。

これを受けて、一二月二七日、山座円次郎駐華公使は袁世凱

腹心の孫寶琦外交總長・國務總理代理、梁士詒財政次長に対し、米國借款によつて三都澳に軍港または造船所を設置するとの情報の真偽を質し、三月一日にはさらには書面による返答を求めた(19)。北京政府は日本の不快感を招くことを避けたく、また内部的に海軍部との調整ができず、知らないと称して糊塗しようとするのみであつた。

と表明し、本契約を否認するに至つた(21)。

中米海軍借款追加契約問題はこのようにもやの結果となつたが、アメリカの中国海軍援助及び日本の対抗は、これで終わつたわけではなかつた。

2 潜水艇借款

第一次世界大戦での航空機と潜水艦の活躍はめざましく、

中国の世論でも速やかな近代的航空機及び潜水艦建造、部隊編成の必要性が提起され、北京政府もこれに注目した。海軍総長劉冠雄は、袁世凱大總統から潜水艇の建造、部隊組織について検討するよう命令を受け、米国側と協議した。彼は席上、中国の技術者を米国に派遣し、米海軍基地で潜水艇、飛行機の専門知識や操縦方法につき訓練した後、米国借款により潜水艇製造を米国に注文し、さらに米国政府が海軍専門家を来華させ、その訓練を行うことを求めた(22)。

ベツレヘム製鋼社長シュワブは対中海軍借款契約に引き続き、この計画にも積極的に参与しようとして、エレクトリック造船会社 (The Electric Boat Company) に米借款による潜水艇建造を引き受けるよう働きかけ、さらに中国人留学生の訓練費用は米国諸負会社が負担し、中国側は学生の食事、宿泊、管理費のみ負担すると取り決めた。エレクトリック社はホランド式(23)潜水艇の特許を有し、これまでも米国及び各政府の注文を得て潜水艇の建造を行つてきただが、平素から密接な関係を持つシュワブの働きかけに応じ、中国政府の注文を引き受けことになつた(24)。

3 江南造船所借款

こうして一九一五年七月、北京政府は潜水艇部隊建設のため、造船監督魏瀚の引率の下、煙台海軍学校卒業生二三名を渡米させ、潜水艇建造の監督と操縦訓練を行わせた。彼らは渡米後、エレクトリック造船所に十ヶ月間滞在し、米海軍派遣の教官の指導の下、潜水艇の構造、装備や操縦、修理方法を学び、また関連工場の視察や潜水艇乗船研修をも行った(25)。日本側が同社関係者の話として情報を得たところでは、彼らは中国政府から、もし費用の工面ができるばという条件付きで、一隻七五万ドルの潜水艇を一〇〇隻購入する権限を授けられていた(26)。

問題は資金調達ができるかどうかであった。必要な経費は学生たちの滞在費と潜水艇の建造費であり、前者は、袁世凱の許可を得たうえで、清末に欧洲に注文したものの中国への回航が難しい艦船の転売益金残額数万元により賄うこととされた。後者は総額七五〇万ドルにのぼるが、その二割五分を現金払いとし、残額は北京政府が債券を発行し、香港上海銀行を中心に多数の米国銀行が参加するシンジケートが引き受けることで支弁するという計画が作られた(27)。

だが、まもなく袁世凱の帝政実施にともなう混乱により、北京政府による実習生経費出費は途絶え、政府債券も信頼を失つて建造費のめどが立たず、結局、潜水艇借款計画は流産する」ととなつた。

船所借款がある。江南造船所は、一九〇五年四月、中国最大の造船、造機工廠である江南製造局 (Kiangnan Arsenal) から造船所が分離し、清朝海軍の管轄下に入つたものである。

アメリカは第一次世界大戦参戦後、太平洋における海軍拡張のため、中国沿岸に良好な根拠地を得ようとして企図しており、パシフィック・メール汽船の副支配人口セッター (John Rosseter) を前面に出し、江南造船所の船渠を修繕し、その自由使用権を得るべく、中国に派遣した。

一九一七年初め、ロセッターは北京へ赴き、米中提携の密約を締結するべく運動を試みた。北京政府は財政の窮状に鑑み、米国の借款獲得に意欲を示し、まず外交總長伍廷芳が賛同し、ついで段祺瑞總理、陳錦涛財政總長、程璧光海軍總長も積極的な姿勢を示した。段はペツレーヘム契約の履行を理由とし、ラインシュ (Paul S. Reinsch) 米駐華公使に対し、適切な時期に早く同社から艦船を購入したい旨述べ、江南造船所借款交渉を進展させた。

同年三月、北京政府は江南製造局と江南造船所を担保に、米国に武器弾薬の製造を任せることを条件に、総額五〇〇万ドルの米借款を獲得する契約を結ぶことを決定した。⁽²⁸⁾ すなわち、米借款は、①額面の九割で貸し付け、②年利七分、③二五年返済、④江南造船所技師長に米国人を任命、⑤同造船所の經營を米国人の下に置き、期限内は毎年純利益の六割二分を庫儲米国人に支給するという米国側に有利な条件であつた。だが、中国政府内部では契約内容に關しない意見が分かれたため、ロセッターと劉冠雄は、本契約を九か月の猶

予期間を有する仮契約とした。

一方、日本側は「同借款が米支間旧來の懸案を復活させる態を装い、以てよそからの干渉異議を予防する底意があると察する」⁽²⁹⁾ と銳く観察し、反対の意を固めていた。海軍大臣の外務省宛覚書は、「江南船渠ハ戰時我が船舶多数ノ修繕方ヲ引受け居レル等關係淺カラサルモノアルノミナラス我戰時輸送力問題ト緊要ノ關係アル支那造船所カ或一国人ノ勢力ノ下ニ帰スルカ如キハ我国防上ヨリ見ルモ重大問題ナル」⁽³⁰⁾、とその日本にとつての重要性を指摘した。これを含むさまざまな進言に基づき、外務省は直ちに対策を検討し、五月二十五日、佐藤愛麿駐米大使に電訓し、米国政府の注意を喚起させた。

江南造船所借款問題は明らかに単なる経済的問題ではなく、政治上、軍事上の勢力關係に關わるものであつた。このため日本側は強硬な反対を持し、米中に圧力をかけた結果、江南造船所借款の本契約はなかなか進捗しなかつた。

あたかも、中国では日中軍事協定交渉の進行中でもあり、江南造船所に関連する対米特權付与は主權喪失として世論の非難を浴びた⁽³¹⁾。段祺瑞總理は、駐日公使章宗祥からの「斯ノ如キ行為ハ大ニ日本政府ノ感情ヲ害スヘキコト必然ナルヘク一応熟考ヲ煩ハシタキ」⁽³²⁾との進言を得て協議した結果、江南造船所借款を取り止めることを決めた。

一九一八年六月五日、曹汝霖財政總長は日本公使に対し、江南造船所借款の件はもはや米国との契約期限も満了となり、無効となつたことを確認した⁽³³⁾。こうして、一年余り

続いた米中江南造船所借款契約問題は最終的に失敗に終わつたのである。

以上述べた米中間の各借款交渉は、すべてベツレヘム契約を端緒とするもので、同契約実行のためのさまざまな模索を反映していた。そしてそれらが挫折した背景には、中国政府の財政難、国内分裂、政府と海軍の不一致など国内的原因のほか、列強の対応、特に日本の強力な反対が決定的な要因としてあつた。

さらに、一九一九年四月二六日には、中国内戦の拡大を抑えるためとして、列強間で中国への武器輸出禁止が合意され、五月五日に「武器対支輸入禁止協定」が締結された(日、英、米、仏、伊、露、ベルギー、オランダ、スペイン、ポルトガル、デンマークが参加)(34)。これにより、中国で統一された政府が回復されるまで、国際的な対中国軍事援助は不可能となつた。それはまたベツレヘム契約にもとづく中国海軍援助問題に対しても、影響を及ぼすこととなる。

三 ベツレヘム契約履行延期協定

1 米国の覚書(一九二二年五月四日)

この間、中華民国の政治は十数年に渡る混乱期にあり、いわゆる軍閥混戦が展開する中、北京政府は深刻な財政難があり、海軍の新たな建設どころか海軍将兵の給与も常に遅配、欠配の状況となり、艦船及び施設の維持は困難となつた。かくして、民国海軍は「飢軍」と化し、財源を求めて南北をさまざまようこととなつた。

このような状況下、北京政府では、海軍の分離を食い止め、中央政府の下で維持するため、外国借款を導入して軍費を調達すべく、再びベツレヘム契約を利用しようとはかつた。北京政府はすでに財政困難の中、外国借款への依存を強めており、一九一八年にはそれはピークに達していた(35)。

一九二一年七月、直隸系支配下の北京政府は米国に対し、一九二一年十月二一日締結の中米海軍借款契約(ベツレヘム契約)を復活させたいと提案した。だが、ワシントン会議を控えていた米国政府は、中国の提案に積極的に応じようとはしなかつた(36)。さらに、ワシントン会議後の一九二二年四月二八日、米駐華公使シャーマン(Jacob Schurman)は北京政府に対し、ベツレヘム契約の履行を拒否する旨通牒した。米国側は、ベツレヘム会社の契約に基づく権利を有効と認めつつも、中国ののような動乱の国が海軍を維持することは不可能だと考えたのである。たしかに、翌二九日には第一次奉直戦争が勃発して中国海軍も参加するなど、中国の政局は混沌としており、外国が軍事援助をするのにはリスクが大きかつた。

五月四日、米国政府は英仏伊日四国の駐米代表に覚書を交付し、ベツレヘム契約に基づく米中海軍協力問題については、すでに同社から政府の決定に従う用意があるとの保証を得たとし、各國政府と、「同契約所定のようないくつかの計画に関与することの適否について」率直に協議を行うべく希望すると述べた。そして、「もし、これら政府の見解が、中國に統一された政府が回復されるまで、諸外国政府及び國

民が中国政府またはその行政機構、地方当局のための海軍艦船、兵工廠、ドックの建設あるいは海軍技術援助を行うべきではないというものであるならば、米国政府は、ペツレーヘム製鋼会社の一九一一年十月二一日付契約に基づく権利を留保しつつも、中国におけるそのような政治的条件が実現されまで、同企業または米国政府は同契約で規定された権利を利用するような何らの措置をも取らないことを保証する用意がある」と、对中国海軍援助差し止めの相互協定を提案した(37)。

米国は、当面の中国混亂状況の下では中米海軍借款に基づく中国海軍援助を行うのは適切でないと判断しつつも、自国の決定にあたり、英、仏、伊、日四国政府も同様の保証を行うことを求めたのである。

2 五か国合意の形成

米国の提案に対し、イタリア、イギリスはそれぞれ五月中に同意を表明した。

日本政府は、米国側の提案を慎重に検討し、五月二三日の閣議での討議を経て対米回答案を決し、一九日、佐分利駐米代理大使に電達し、さらに米駐日大使にも通告した(38)。それは、米国政府の对中国海軍援助借款差し止めの主張に賛成しつつ、さらに強く外国の関与に反対の姿勢を表明し、援助抑制の範囲拡大をも提起するものであった。そして、日本政府は、①中国において統一的な政府が出現するまで、援助は畢竟一党一派に利用され、いつそう内争を助長するにすぎな

い、②海軍力の発展によってますます内乱、内争を助長し、国民の不幸をもたらしかねない、③ワシントン會議で締結された中国問題に関する「九か国条約」及び各決議の趣旨、精神にも反する、との反対理由を付け加えた(39)。日本政府は中国において平和統一が実現しない間、外国政府または外國民が軍用艦船、兵器廠、軍用船渠などを中国政府もしくはその行政各部、または地方官憲のために建設し、あるいは技術上の援助を与えるようなことを嫌つた。また、米国政府の中国海軍建設支援差し止め声明に關し、日本政府はさらに本件契約のみならず、中国官憲のために他の同種の一切の行動をも抑止すべきだと求めたのである。

五月二一日、佐分利はヒューズ (Charles Evans Hughes) 国務長官を訪ね、日本政府回答案を手交したが、その際、ヒューズはペツレーヘム契約以外米国には何ら問題となるものはないが、原則的に日本側と同じ見解であると述べた(40)。さらに遅れて七月三日には、フランス政府も五月四日付け米國覚書に同意の回答を発し、これで英仏伊日四国政府の対米回答が同意方針で一致した。

七月二五日、米国政府は、本件に關し関係国すべての承認を得られたので、中国に統一政府が回復するまで米国政府及びペツレーヘム製鋼会社は何れも同契約より生じる権利を利用するような手段を取らないことを保証する、と他四国に通告した(41)。この覚書は、米中ペツレーヘム契約の履行延期を保証し、日米英仏伊五か国間における対中海軍援助差し止めの合意を書面で確認したものである。

3 中国海軍援助差止協定

中国海軍援助差し止めに關する日米英仏伊五か国合意の形
成後、さらに一九一九年の対華武器禁輸協定參加国すべて及
びドイツ、オーストリアも誘って、國際的な对中国海軍建設
援助差止協定を締結しようという動きが展開した。
すでに日本は、六月以後、中国海軍不援助問題を五か国間
の協定に止まらず、ワシントン會議參加国、さらにドイツ、
スウェーデンなども含む全般的な國際協定にまで拡大すべき
だと主張し、列強の中国海軍支援に名を借りた中國進出への
抑制を確かなものにしようとしていた。

米国政府は、一月以降、關係諸國間の合意形成を目指し
て働きかけを行い、翌一九二三年一月十六日、國務省は以下
のフォーミュラ案を作成し、米公使から北京駐在各国（ソ連
を除く）代表宛に通知し、各國政府及び外交團會議での採択
を求めるとした。その内容は、以下の通りである。

（ロシアを除く北京に代表を有する各國名列記）代表は、
中国に統一政府が回復されるまで、中国政府及びその行
政機構、地方権力のための海軍艦艇、兵工廠、ドックの
建設及び海軍技術援助に関し、上記諸國政府が行わない
こと、また上記諸國民のそのような行動を支持または默
認しないことにつき同意する（⁴²）。

この文案に各国とも異議を唱えず、一九二三年二月九日の
北京外交團會議において、本フォーミュラは附議として提出
され、通過することとなつた。

4 中国海軍援助差止協定の批准成立

日本政府はこのような國際的な協定締結を主唱したもので
あつたが、その成立直前になつて、日本海軍内部から異議が
出された。

海軍省は、政府側が米国作成の対中海軍援助差止協定に同
意したことを批判し、単にベツレヘム契約の履行延期だけで
なく、これを正式に破棄させるべきだと強く要求した（⁴³）。
一二月十日には、海軍次官井出謙治は外務省に正式の反対意見
を渡し、国防上の影響及び安全等の角度から、外務側が海軍
の主張を交渉に取り入れることを求めた。軍令部がまとめた
同契約を破棄すべき理由は、以下五点にわたる。

①将来附屬契約が締結さればベツレヘム契約は効力を生
じ、中国海軍を事實上米国の支配下に置き、米中海軍同盟を
実現させ、日本の安全に重大な脅威を与える。

②一九一五年の日中交渉（二一か条要求）の際に保留項目
とされた对中国兵器供給などの第五項を、日本はワシントン
會議中の一九二三年二月二日、保留を解除（放棄）したのに
もかかわらず、これと類似の内容を含む米中間の契約がなお
も有効として存在するのは、国防上から見て極めて不利であ
る。

③米中間にこのような契約が存在し、その実行は将来締結
予定の協定に委ねられるということは、中国に關する九か国
條約の精神に反する。米国政府は自發的にこれを廢棄すべき
であり、我が國としてもそうさせるべく最善の努力が必要で
ある。

④同契約に関する日中從來の行きがかりからしても、中国政府が同契約の効力を発生させる附属協定を結ぼうとすることは九か国条約の精神と相容れない行為であるので、中国政府にもこれを破棄するのが適当である。

⑤ワシントン會議で締結の諸条約は、近く仏、伊の批准を待つて効力が発生するところであり、ベツレヘム製鋼と中国間の契約を完全に破棄させるべき措置をとる好機である。また、米国政府が日英同盟終結に大いに努力した経過に鑑み、日本政府が米中海軍同盟の素地であるベツレヘム契約を破棄させるために努力をするのは当然である(44)。

このように、日本海軍は、ベツレヘム契約が履行延期となつたとしても、ただ暫定的な小康を得たに過ぎず、同協定が存在する限り、それが実施され、米国が中国を軍事的に支配する可能性があると懸念し、絶対破棄させるべきであると強く主張したのであつた。

だが、外務省としては、すでに自國の同意を含めて外交會議を通過した國際的なフォーミュラの内容を覆すのは不適当であり、せいぜいその進捗の措置を積極的にとらないといふ対応を取るにとどめた。もつとも、小幡西吉駐華公使が指摘したように(45)、新フォーミュラは五か国合意より各政府の自國私人の行為取締義務がやや緩和されており、むしろ日本にとって有利とも考えられた(46)。結局、日本政府は本フォーミュラ成立に向け働きかけることに決定し、米国側に対し、率先して米国を取り決め案に同意する旨を伝えた。本フォーミュラの承認手続きは、外交回章に承認の意見を記

入する形で行われ、オランダ(同七月)、ベルギー(同八月)、ドイツ(同九月)、仏、伊、日本(一九二五年七月八日)、米(九月五日)の順に関係国が次々と承認し、英國とその植民地政府(一九二五年九月)も加わった。最終的に、对中国海軍拡張援助差し止め協定は八か国が参加し、この新フォーミュラをもつて原協定案に代わるものとされた(47)。

こうして、中国海軍拡張援助差し止め協定が成立し、辛亥革命時の締結以来、十数年にわたつた米中ベツレヘム契約の履行問題は、この条約の成立により無期延期となつたのである。

結び

タフト政権期、アメリカの極東におけるビジネスの発展と海軍の仮想敵国日本への対抗という目的で生まれた中国政府とベツレヘム製鋼会社間の海軍借款契約は、二〇世紀初頭の十数年以上にもわたる外交と戦争、革命の激動の中を生き抜き、中国と國際社会との間の一つの重要な問題となつた。

アメリカの中国海軍支援策は、一九〇八年の米清海軍連携案を起点とし、一九一〇年九～十月の清朝海軍視察団の訪米を契機に深まり、一九一一年十月二三日、ついに中国海軍援助借款契約(ベツレヘム契約)の締結に至つた。この間、米国政府も米ビジネスと一体となつて中国進出を支援し、中国市場で日、英等と対等、あるいはそれを凌駕する地位を獲得するよう努めた。同契約を締結した清朝はまもなく崩壊したが、中華民国期にも同契約はなお有効とされ、北京海軍部

は財政難のなか、同契約を利用して米借款導入と海軍建設を図つたものの、日本の強い反対により失敗した。

その後、ワシントン會議により極東をめぐる国際協調、中國不干涉のシステムが成立したことは、中國海軍の發展に対するおらなる国際的制約を課すこととなつた。すなわち、日米英仏等列強は中國海軍への援助停止で一致し、一九一三年二月に中國海軍援助差し止め協定を締結した。

このよだな国際的制約は、北京政府期における中國海軍建設の停滞をさらに決定づけることとなつた。

もとより、中華民国海軍は清朝の巡洋艦隊と長江艦隊を受け継いだほか、清末に外国に注文した艦船のうち九隻を完成後獲得した。その後、一九二八年までに一七隻の艦船が増えたがいずれも補助艦であり、戦力的にはなお清末海軍建設の成果に依存していた。

だが、北京政府期の政治的混乱と財政困難の中、中国各軍とも将兵の給与支払いも不十分な情況であり、膨大な経費を要する艦船の維持は困難で、その整備や訓練は十分に行われようもなく、戦力の低下は免れなかつた。以上のような窮境からすると、中國海軍が外国からの借款、援助獲得に積極的であつたのも当然であろう。だが、中国側が期待した米国は、ベツレヘム契約に基づく中國海軍援助差し止めを決定し、他の列強にも同様の措置を呼びかけ、一九二三年には国際的な中国海軍援助差し止め協定成立を主導することとなつたのである。これにより「中國に統一された政府が回復されると、ベツレヘム契約は無期延期とされ、国際的取り決めに

基づき、日米英等関係諸国は一致して中國海軍援助を全面的に停止、抑制する体制が成立する」ととなつた。

こうして、北京政府の財政破綻による軍費欠乏に加えて、外國からの援助の途も絶え、中國海軍はますます困難な情況に陥つた。

もちろん、中華民国前期（一九一二～一八年）、中國海軍の停滞をもたらしたのは国際的な制約だけではない。内政的要因は先に挙げたとおりであり、このほか、造船業・製鋼業など関連産業の未発達なども中國海軍の發展を妨げた重要な要因であつた。

結局、北伐が完成し、中國国民政府が統一政府として諸外国の承認を得た後、一九二九年四月二十六日、一九一九年の对中国武器禁輸協定は廢棄され、これにより中國海軍拡張援助差止協定も解除されることとなり（⁴⁸）、ベツレヘム契約の履行制限も解かれることとなつたのである。

注

（1）たとえば、高曉星・時平『民国海軍の興衰』北京、

中國文史出版社、一九八九年、胡立人・王振華主編『中國近代海軍』大連、大連出版社、一九九〇年、海軍司令部同書編輯部編著『近代中國海軍』北京、海潮出版社、一九九四年など。

（2）ベツレヘム契約についての先行研究には、以下の一編がある。William A. Braisted, "China, the United States Navy, and the Bethlehem Steel Company, 1909-1929",

Business History Review, vol. 17, no. 1 (Spring, 1968) 廉存
恭「從『貿易協合同』到『禁助中國海軍協議
(1911-1929)』」(中央研究院近代史研究所集刊) 第

五期、一九七六年六月)。前者はアメリカ企業史の観
点からベツレヘム製鋼会社の極東進出を描き、同社及
び米財界の動向にも言及するが、中国、日本側の分

析は行されていない。後者は、英米の公文書を利用
し、列強の対華武器禁輸政策の展開という観点から本
契約の締結から終結に至る展開過程を詳論している
が、本問題の展開において重要な日本側の対応について
では二次史料に基づき若干言及するのみであり、また
中国の海軍建設との関係について論じられていない。

同論文は、陳存恭氏の「列強対中國的軍火禁運」(民國
八年～十八年) 台北、中央研究院近代史研究所、一九
八二年、の関連研究として位置づけるべきものである
う。

(3) 索引彦『太平洋國際關係史 日米および日露危機の
系譜 1900-1935』福村出版、一九七一年、斎藤真「米
國艦隊の世界周航」と「ローズチャーチ」(本間長世
編『現代アメリカの出現』東京大学出版会、一九八八年)、馬場明『日露戰爭後の日中關係』原書房、一九
九二年、第二章。

(4) 「米支同盟」就キ王統ノ談話』(大正三～昭和十四
年)、『支那關係』(八角史料)、防衛省防衛研究所図書館所
蔵、(1)その他一七一)。

(5) 李晶「唐紹儀 1908 年の日美之行」(珠海市政協・暨
南大学歴史系編『唐紹儀研究論文集』広州、廣東人民
出版社、一九八九年)。

(6) 前掲「米支同盟」就キ王統ノ談話」。

(7) 伊達院彦吉駐華公使より小村寿太郎外相宛電報、
「清國海軍復興計劃ニ關スル歎親王談話ノ件」(一九〇
九年三月十五日)【明治四十二年 公文備考 雜件二】
卷一 一七、防衛省防衛研究所図書館所蔵、(8) M42-121' OH 115頁。本電は同月三一日、海軍大臣
にも転送された。

(8) 海外視察の情況は、下記史料に詳しい。【清國籌辦
海軍大臣載洵貝勤南清地方及海外視察關係事件】(明
治四十一年八月～四十四年十月) 外務省外交史料館所
蔵、5.1.10.29「明治四十三年 公文備考」卷十、防
衛省防衛研究所図書館所蔵、(9) M43-10' なお訪米視
察について、以下の論文がある。崔志海「海軍大臣
載洵訪美与中美海軍合作計劃」(『近代史研究』) 110
六年第三期)。

(9) *New York Times*, Sep. 27, Sep. 30, 1910.

(10) チャールズ・ショウ (Charles Michael Schwab
1862-1939) は米財界指導者で、一九〇四年マッソ
ン製鋼を創設し、同社を製鋼、鉄道、造船業に
及ぶ世界有数の企業に成長させた。略伝によれば、
その父である Robert Hessen, *Steel Titan: The Life
of Charles M. Schwab*, New York: Oxford University

Press, 1975.

- (1) Braisted, *op. cit.*, p.51.
- (2) *New York Times*, April 30, 1910.
- (3) Cf. Paul A. Varg, "The Myth of the China Market, 1890-1914", *American Historical Review*, vol.73, no.3(Feb. 1968).
- (4) *New York Times*, Sep. 18, 1910.
- (5) 製約の英文出文は、ト記收録。U.S. State Department File, 893.34/109, Records of the U. S. Department of States Relating to the Internal Affairs of China, 1910-1920, Microfilm, R.122. (云)「本マイクロハイム所取國務省文書は USSD へ登録」。中訳は下記檔案所取。〔載洵等与美國貝里威鋼鐵公司議訂合同由〕『責任内閣來文』中國第一歴史檔案館所蔵、7498-23/24°
- (6) Daniels to Secretary of State, Dec. 1, 1913, 893.34/110, USSD.
- (7) Braisted, *op.cit.*, p.56.
- (8) 福州駐在海軍少佐秋元秀太郎より伊集院軍令部長宛報告。閩秘第一号、一九一四年三月十九日、『各國關於ケル軍港及船渠關係雜件 支那之部』外務省外交史料館所蔵、51.7.22-1°
- (9) 北京駐在山座公使より牧野伸顯外相宛電報、第一八〇号、一九一四年三月一日及び、同機密第九四号、一九一四年三月五日（六日着）同右外務省文書。
- (10) 「一九一一年ノ海軍借款契約入手方ニ閩スル件」、加電文第六五六七号、一九一七年六月十四日及び、本野
- (21) 加藤外相より在英井上（機密送第四一一号）、仏石井（機密送第二〇号）、独松村（機密送第二一〇号）、奥西（代理）（機密送第一五号）、伊林（機密送第二〇号）、露山座大使（機密送第四一一号）宛電報、「支那海軍借款」〔閩スル件〕一九一四年六月八日、同右外務省文書。
- (22) 譚仲英「留美學習飛機和潛艇總述」（楊志本主編『中華民國海軍史料』北京、海洋出版社、一九八七年）九三五頁。
- (23) 米海軍最初の潜水艇建造者 John P. Holland の名前に基づく。
- (24) 「支那政府ノ當國ニ於ケル潛水艇購入計画ニ閩スル件」、森田捨口駐米大使より大隈重信外相宛、一九一五年八月二九日、公第二四五号、『各國ニ於ケル艦船造修關係雜件』外務省外交史料館所蔵、51.8.7°
- (25) 前掲『中華民國海軍史料』九三六頁及び、同右外務省文書。
- (26) *The Washington Post*, Aug. 28, 1915.
- (27) 「支那政府ノ當國ニ於ケル潛水艇購入計画ニ閩スル件」、森田駐米大使より大隈外相宛、一九一五年八月二九日、公第二四五号、前掲外務省文書、51.8.7°
- (28) 上海駐在武官松井石根より上原勇作參謀總長宛、秘

- (37) Hughes to Embassy at Tokyo, May 4, 1922, 892.23/169a, USSD. 日本側記録ばく記所取、「支那海軍拡張不援助
協定成立ノ経過概要」【支那海軍拡張不援助
件】(大正十一年五月)、外務省外交史料館所蔵、
5.1.131°。
- (29) 駐華公使林権助より本野外相宛、電報、第五〇五
号、一九一七年四月十四日、同右外務省文書、
5.1.7.22-1°。
- (30) 「覚書」、一九一七年六月十九日海軍大臣加藤友三郎
より大蔵大臣勝田主計に手交したものとの写し。同右外
務省文書、5.1.7.22-1°。
- (31) 笠原十九司「日中軍事協定反対運動——五四運動前
夜における中国民族運動の展開」【中央大学人文科学
研究所紀要】第一号、一九八三年)、参照。
- (32) 北京駐在坂西利八郎より上原參謀總長宛電報、坂極
秘電一五六号、一九一七年八月一日、前掲外務省文
書、5.1.7.22-1°。
- (33) 林駐華公使より後藤新平外相宛電報、機密第11111
号、一九一八年六月六日、同右外務省文書、5.1.7.22-1°。
- (34) 「武器對支輸入禁止ニ関スル協定」、一九一九年四月
二十六日、外交時報社編「支那及び滿洲關係 条約及公
文集」、外交時報社、一九三四年、一九六頁。なお、
「ロシア」は海外殘留の旧政府代表を指すようである。
- (35) 徐義生編『中国近代外債史統計資料 1853-1927』北
京、中華書局、一九六一年、一四八～一九七、1120
～141頁。
- (36) Braisted, *op. cit.*, pp.61-62.
- (38) 「米国政府宛覚書案」、同右外務省文書所取。
- (39) 同右。
- (40) 佐分利貞男臨時代理大使から内田康哉外相へ電文、
第三回六号、一九二二年六月11日、同右外務省文書。
- (41) Aide Memoire, July 25, 1922, 893.34/1550, USSD.
- (42) Division of Far Eastern Affairs to Secretary Hughes, Jan.
16, 1923, 893.34/197, USSD.
- (43) 「余社上支那政府トノ海軍製紀リ闊ベル件」、海軍省
軍務局小林躋造少佐と重光葵書記官との談話、一九二
三年二月五日、前掲外務省文書、5.1.1.31°。
- (44) 一九二三年二月十日、官房機密第九八号の1、「マ
スレーブ、スチール、ロー&ソーンシップ」支那海軍援
助契約ニ関スル件」、同右外務省文書。
- (45) 小幡駐華公使より内田外相宛電信、一九二三年二月
十一日、第一二二一號、「マスレーブ、スチール、ロー
&ソーンシップ」契約一件、同右。
- (46) 米政府はウォーリー作成の過程で、政府の責任を
軽減する意図でやのよつと修正してしまだ。Division of
Far Eastern Affairs to Secretary Hughes, January 16,
1923, 893.34/197, USSD.

(47)

芳澤謙吉駐華公使より幣原喜重郎外相宛、機密第五
四四号、一九一五年九月一六日、「海軍拡張不援助協
定ニ関スル件」、前掲外務省文書、5.1.31°。

(48)

「支那海軍拡張不援助申合廢棄決議議定」（一九一九
年四月二六日）に言う。「英、米、
仏、伊、独、日、白、和各國政府代表ハ国民政府ノ
原狀ニ鑑ミ一千九百一十三年一月二十五日覚書ヲ以テ米
國公使ノ本外交團ニ提議シ次テ各國政府ノ承認セル支
那ノ海軍ニ援助ヲ与フルコトヲ差控ヘントスル各國間
了解ヲ廢棄スルコトヲ決議セリ」。前掲『支那及び滿
洲關係 条約及公文書』一九八頁。